

【 6 . 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備】

1 . 現行計画の達成状況・評価

<目標>

- 年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

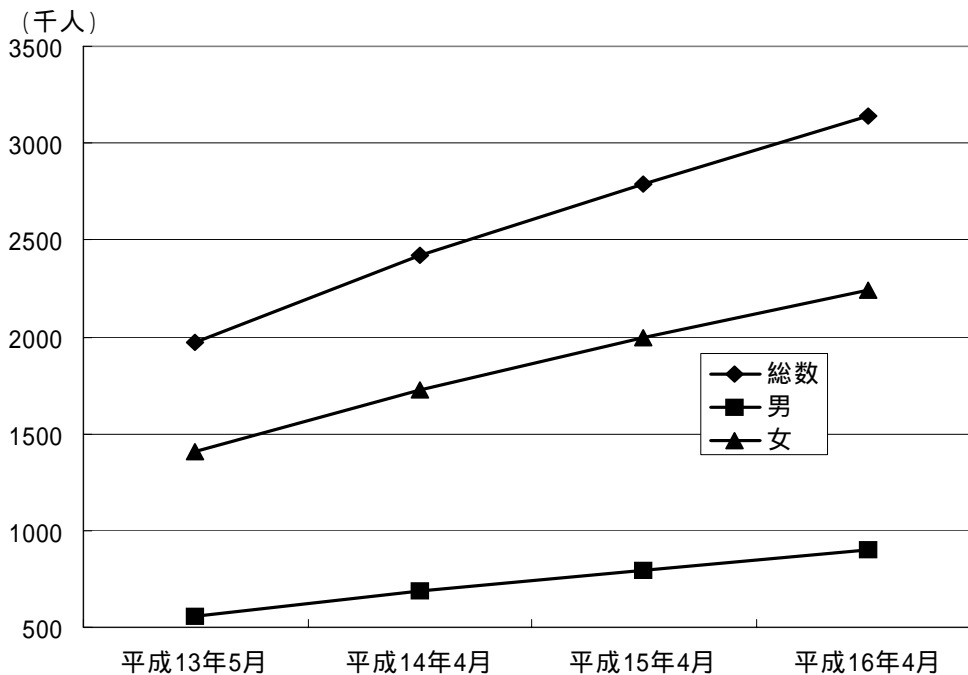
(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

【計画期間中に実施した主な施策】

- 介護保険制度の実施（厚労省）

【主な政策効果】

- 介護保険サービスの利用状況（介護サービス受給者数）



資料出所：厚生労働省「介護給付費実態調査月報」より内閣府作成

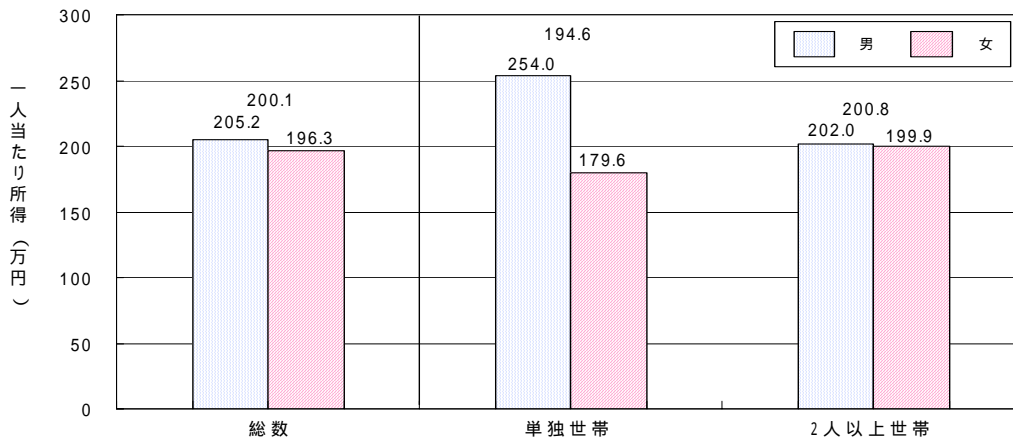
(2) 高齢期の所得保障

【計画期間中に実施した主な施策】

- 公的年金制度の安定的な運営（厚労省）
（保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みを採用し、年金を支える力と給付のバランスを取ることを内容とする国民年金法等の改正が行われた。）

【主な政策効果】

● 高齢者の性・世帯の家族類型別一人当たり所得（平成12（2000）年の所得）



注：平成14～15年度厚生労働科学研究（政策科学推進研究）「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」における「国民生活基礎調査」個票の再集計結果
資料出所：内閣府「高齢社会白書」（平成16年版）

● 性・年齢別にみた生活保護被保護人員（単身世帯再掲）

		総数	65歳以上	うち単身世帯
人員（人）	総数	1,191,151	449,320	319,665
	男	544,653	180,528	122,743
	女	646,498	268,792	196,922
割合（％）	総数	100.0	37.7	26.8
	男	45.7	15.2	10.3
	女	54.3	22.6	16.5

資料出所：厚生労働省「平成14年被保護者全国一斉調査（基礎調査）」

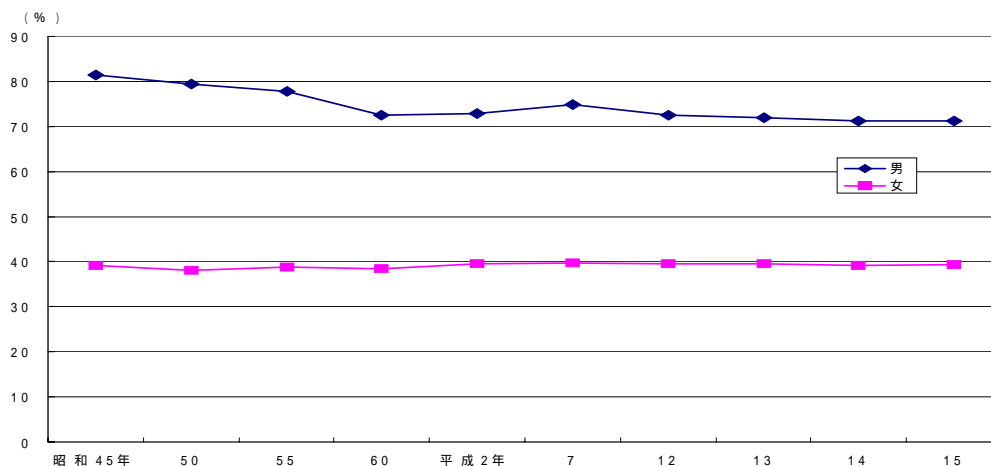
（3）高齢者の社会参画の促進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 65歳までの雇用の確保及び高齢者の多様な就業・社会参加の促進（厚労省）
（65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならないこと等を内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われた。）

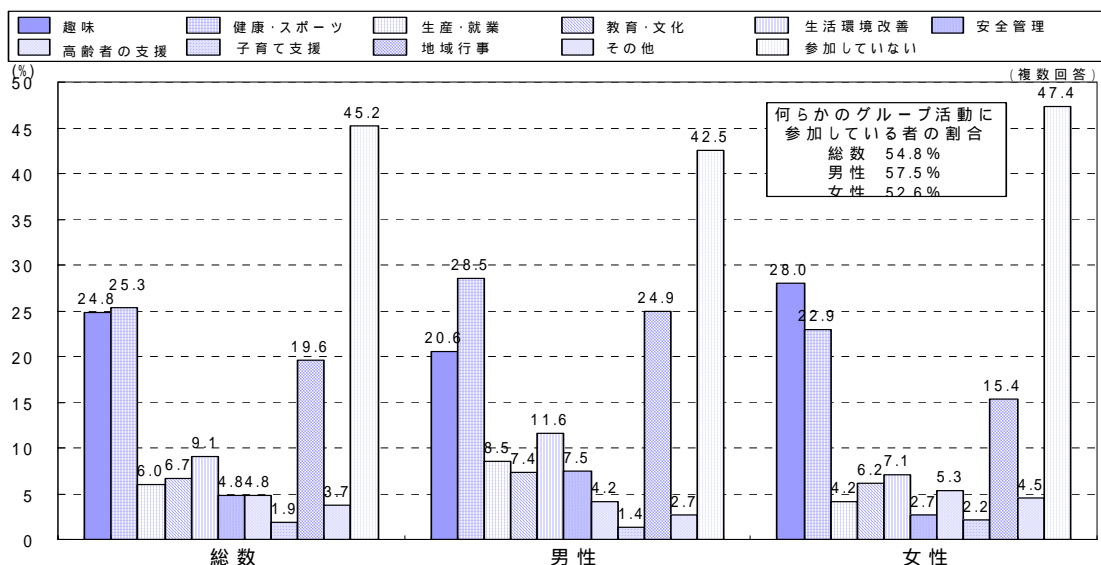
【主な政策効果】

- 60 - 64歳の男女別労働力比率の推移



資料出所：内閣府「男女共同参画白書」より作成

● 高齢者のグループ活動への参加状況



注：全国 60 歳以上の男女を対象とした調査結果

資料出所：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成 15 年)

(4) 障害のある者への配慮の重視

【計画期間中に実施した主な施策】

- 障害者基本計画に沿って、重点施策実施 5 か年計画に基づき、総合的施策を実施

【主な政策効果】

- 障害者の各種居宅生活支援及び施設訓練等支援に充てられている経費

	15 年度	16 年度	17 年度
居宅生活支援費	516 億円	602 億円	930 億円
施設訓練等支援費	2697 億円	2871 億円	2902 億円

資料出所：厚生労働省所管予算案関係資料より内閣府作成

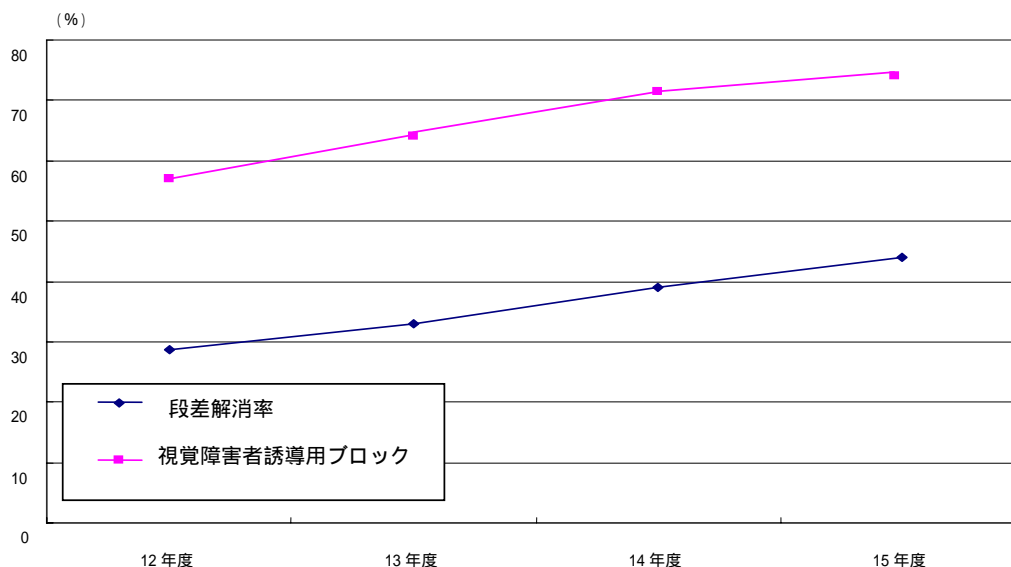
(5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

【計画期間中に実施した主な施策】

- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)等に基づき、住宅・建築物、公共交通機関、公共施設のバリアフリー化を推進
- 「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」、「バリアフリー化推進要綱」等に沿って、道路交通環境の整備等の施策を推進

【主な政策効果】

● 公共交通機関のバリアフリー化推進状況



注：1日の平均利用者数5,000人以上の旅客施設を対象
資料出所：国土交通省調べ

< 評価と問題点 >

- 介護保険制度をはじめ各種制度施策が着実に実施されているが、男女共同参画社会の推進への効果を把握することは困難である。
- 高齢者の所得については男女間格差があり、生活保護被保護者も女性が多い。

2. 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

< 目標 >

6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっている。65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性である。

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置づけるのではなく、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、他の世代とともに、自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が要介護状態になることを防止する予防的措置もこの見地から重要である。

一方、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながる。

このため、高齢期の男女や障害のある男女の社会参画の機会の拡大や高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、あわせて年齢や障害の有無にかかわらず、男女がい

きいきと安心して暮らせる社会を目指す。

(1) 高齢者の社会参画に対する支援

【施策の基本的方向】

高齢者の男女が共にその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。

特に高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができる社会を実現するための施策を推進する。

【具体的な取組】

- いわゆる団塊の世代が定年を迎えることを踏まえ、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

【施策の基本的方向】

現在、我が国は世界最高水準の高齢化率となっている。要介護高齢者等の数は、今後も増加が予測される。

このため、こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施していく必要がある。また、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう支援し、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

【具体的な取組】

- 要介護状態の軽減又は悪化防止の観点から、介護保険の給付内容をより効果のあるものに見直す。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、多様で柔軟な形態の提供が可能となるような介護サービス体系を確立する。
- 要介護・要支援状態に至る前からの介護予防を進めるため、地域支援事業を創設する。
- 高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員等の人材を養成・確保するため、養成施設の整備、資質向上のための研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な人材確保施策を推進する。
- 男性でも女性でも介護休業を取得しやすい環境の整備を図る。

(3) 高齢期の所得保障

【施策の基本的方向】

我が国の平均寿命は世界最高水準に到達しており、高齢者が安心した生活を送ることができるよう、男女共同参画社会を実現することにより、若年期から老後に備える自助努力を支援するとともに、公的年金制度を始めとする各種の制度の維持安定に努める。その際、高齢期における人口及び所得・資産状況の男女差の実態を踏まえるとともに、低所得の女性が増加しないよう、各種制度・施策の検討に当たって配慮する。

【具体的な取組】

- 高齢期における所得・資産状況の男女差の実態を踏まえつつ、若年期から教育、雇用・就業、資産形成等における自助努力を支援するとともに、公的年金制度を始めとする各種施策を推進する。

(4) 障害者の自立した生活の支援

【施策の基本的方向】

障害のある人もない人も共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある女性への配慮を重視する。

【具体的な取組】

- 障害のある女性のニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を推進する。

(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

【施策の基本的方向】

社会のあらゆる分野で女性と男性が安全・安心な状況の中で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、社会基盤の整備に当たってこれまでともしれば障害のない成人男性を前提としがちであった施策の立案・実施等に関し、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。

【具体的な取組】

- 高齢者及び障害者のニーズへの対応に配慮しつつ、ハートビル法、交通バリアフリー法等の関係法律を適切に運用し、住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。